

提出日：西暦2013年 4 月 19 日

社外研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所
受講者：山口由起子

研 修 テ ー マ	安倍政権下の日本経済の動向と2013年度税制改正の主要ポイント
受 講 日 等	2013年4月17日 第11回中央総研セミナー(主催 税理士法人中央総研) 場所 名古屋観光ホテル那古の間 講師 代表社員・会長 小島興一(公認会計士・税理士) 代表社員副理事長 小島淳次(税理士)
研 修 内 容	・アベノミクス「3本の矢」について ① 大胆な金融政策、消費者物価2%目標によるデフレ脱却 →一般物価が上昇するためには、業績改善による持続的な賃金の上昇が不可欠 ② 機動的な財政政策→世界の流れに逆行する公共投資の拡大 ③ 民間投資を喚起する成長戦略→既得権益を突破しイノベーションを生み出す成長戦略が日本の再生を左右する。 ・平成25年度税制改正の概要について 消費税率引き上げへの対応、相続税の基礎控除引下げへの対応など。
研 修 の 成 果 及 び 感 想	・平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用される基礎控除の引下げ、相続税率構造の見直し、相続時精算課税制度の見直しが参考になった。 ・贈与税について、祖父から孫への贈与は毎年暦年課税により行うこと等、顧客を意識した節税対策が随所に盛り込まれていたが、一方で、資産課税見直しの本来の目的である「成長と富の好循環」につながるかという点からも注意点が挙げられ、参考になった。 ・実際に立ち会った相談で、「遺言書に基づいて作成した相続税申告の内容が、遺留分減殺請求により変更となった場合、相続で取得した財産が増加した人は修正申告をすることができる」という事例があったように、どういった登記を行うかの決定に際し、税務の視点も必要な場合があるため、こうしたセミナーをきっかけに少しずつ興味をもっていきたいと思った。

